千葉市告示第７５２号

児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第２１条の５の２０第４項の規定により、次の指定障害児通所支援事業者から、指定障害児通所支援の事業の廃止の届出があったので、同法第２１条の５の２５第２号の規定により告示します。

令和　７年　８月２９日

千葉市長　神　谷　俊　一

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	廃止年月日	事業所番号	指定通所支援の種類
児童発達支援事業所 くるぅと西千葉校 千葉市中央区春日２－２３－５　和光ビル２階	株式会社Find Aid 東京都中野区南台２－１３－３ 代表取締役　山崎真幸	令和７年 ８月３１日	1250103049	児童発達支援
稲毛駅前重症心身障害児支援事業所ボヌール 千葉市稲毛区小仲台６丁目５番１１号	株式会社在宅支援総合ケアサービス 千葉市稲毛区稲毛東２－１４－１２ 代表取締役　依田和孝	令和７年 ８月３１日	1250102421	児童発達支援 居宅訪問型児童発達支援 保育所等訪問支援